

計量証明書

証明書番号 第 3008-e03 号

平成 30 年 8 月 23 日

依頼者名 有限会社 かもめ商興 殿



濃度計量証明事業登録 第 660 号

株式会社 環境総合科学

環境計量士(環第 6407 号): 一関 政志



御依頼の試料に関する計量の結果を下記の通り証明します。

施設名	安定型処分場	天候	晴れ
計量対象分野名	浸透水	採取場所	浸透水採取口
採取日時	H 30 年 8 月 2 日 7 時 35 分 ~	年月日時分	
		水温	14 °C

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
BOD(生物化学的酸素要求量)	7.6 mg/l	JIS K 0102 21・32・3 (隔膜電極法)	

試料採取者

依頼者 (小山)

計量担当者

五十嵐 信之

計量証明書

証明書番号 第 3008-e201 号

平成 30 年 8 月 23 日

依頼者名 有限会社 かもめ商興 殿



濃度計量証明事業登録 第 660 号
株式会社 環境総合科学
環境計量士(環第 6407 号): 一関 政志

御依頼の試料に関する計量の結果を下記の通り証明します。

施設名	安定型処分場	天候	晴れ
計量対象分野名	地下水(上流)	採取場所	上流採取口
採取日時	H 30 年 8 月 2 日 7 時 40 分 ~	年月日時分	
		水温	11 °C

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 55.2	定量下限値: 0.01 mg/ℓ
シアン化合物	不検出	JIS K 0102 38.3	
鉛及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 54.1	
六価クロム化合物	0.005 mg/ℓ未満	JIS K 0102 65.2.2	
ひ素及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 61.2	
水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ未満	昭和 46 年環告第 59 号付表 1	
アルキル水銀化合物	不検出	公共用水域告示付表 2	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	公共用水域告示付表 3	
トリクロロエチレン	0.003 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
テトラクロロエチレン	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
ジクロロメタン	0.002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
四塩化炭素	0.0002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,1-トリクロロエタン	0.01 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,3 ジクロロプロペン	0.0002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
チウラム	0.0006 mg/ℓ未満	公共用水域告示付表 4	
シマジン	0.0003 mg/ℓ未満	公共用水域告示付表 5 第 1	
チオベンカルブ	0.002 mg/ℓ未満	公共用水域告示付表 5 第 1	
ベンゼン	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
セレン及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 67.2	
1,4-ジオキサン	0.005 mg/ℓ未満	公共用水域告示付表 7	
クロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	平成 9 年環告第 10 号付表	

不検出は定量下限値未満であること

試料採取者 依頼者(小山)

計量担当者 一関 政志

計量証明書

証明書番号 第 3008-e202 号

平成 30 年 8 月 23 日

依頼者名 有限会社 かもめ商興 殿



濃度計量証明事業登録 第 660 号

株式会社 環境総合科学

環境計量士(環第 6407 号): 一関 政志



御依頼の試料に関する計量の結果を下記の通り証明します。

施設名	安定型処分場	天候	晴れ
計量対象分野名	地下水(下流)	採取場所	下流採取口
採取日時	H 30 年 8 月 2 日 7 時 25 分 ~	年月日時分	
		気温	19 °C
		水温	10 °C

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 55.1	定量下限値:0.01 mg/ℓ
シアン化合物	不検出	JIS K 0102 38.3.4	
鉛及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 54.1	定量下限値:0.0005 mg/ℓ
六価クロム化合物	0.005 mg/ℓ未満	JIS K 0102 65.2.2	
ひ素及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 61.2	定量下限値:0.0003 mg/ℓ
水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表1	
アルキル水銀化合物	不検出	昭和46年環告第59号付表2	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	昭和46年環告第59号付表3	
トリクロロエチレン	0.003 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
テトラクロロエチレン	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
ジクロロメタン	0.002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
四塩化炭素	0.0002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,1-トリクロロエタン	0.01 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
チウラム	0.0006 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表4	
シマジン	0.0003 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表5	
チオベンカルブ	0.002 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表5	
ベンゼン	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
セレン及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 67.2	
1,4-ジオキサン	0.005 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表7	
クロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	平成9年環告第10号付表	

不検出は定量下限値未満であること

試料採取者 依頼者 (小山)

計量担当者 一関 政志

計量証明書

証明書番号 第 3008-e203 号

平成 30 年 8 月 23 日

依頼者名 有限会社 かもめ商興 殿



濃度計量証明事業登録 第 660 号
株式会社 環境総合科学
環境計量士(環第 6407 号): 一関 政志

御依頼の試料に関する計量の結果を下記の通り証明します。

施設名	安定型処分場	天候	晴れ
計量対象分野名	浸透水	採取場所	浸透水採取口
採取日時	H 30 年 8 月 2 日 7 時 35 分	～	年 月 日 時 分
		気温	19 °C
		水温	14 °C

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 55.1	定量下限値: 0.01 mg/ℓ
シアン化合物	不検出	JIS K 0102 38.3.4	
鉛及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 54.1	
六価クロム化合物	0.005 mg/ℓ未満	JIS K 0102 65.2.2	
ひ素及びその化合物	0.003 mg/ℓ	JIS K 0102 61.2	
水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ未満	昭和 46 年環告第 59 号付表 1	
アルキル水銀化合物	不検出	昭和 46 年環告第 59 号付表 2	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	昭和 46 年環告第 59 号付表 3	
トリクロロエチレン	0.003 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
テトラクロロエチレン	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
ジクロロメタン	0.002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
四塩化炭素	0.0002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,1-トリクロロエタン	0.01 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,3 ジクロロプロペン	0.0002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
チウラム	0.0006 mg/ℓ未満	昭和 46 年環告第 59 号付表 4	
シマジン	0.0003 mg/ℓ未満	昭和 46 年環告第 59 号付表 5	
チオベンカルブ	0.002 mg/ℓ未満	昭和 46 年環告第 59 号付表 5	
ベンゼン	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
セレン及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 67.2	
1,4-ジオキサン	0.005 mg/ℓ未満	昭和 46 年環告第 59 号付表 7	
クロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	平成 9 年環告第 10 号付表	

不検出は定量下限値未満であること

試料採取者 依頼者 (小山)

計量担当者 一関 政志